

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、運転手として就労していた。

請求人によれば、同年〇月〇日、会社施設内においてバラ車にセメントを積み込む作業を終え、荷台から降りる際にステップを踏み外し、落下して負傷したという。

請求人は、同日、C病院に受診し、同月〇日、D病院に転医し、「右肩腱板断裂、左肩腱板断裂、右上肢反射性交感神経萎縮症」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日、治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、「左肩腱板断裂」が増悪したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、平成〇年〇月〇日、監督署長はこれを再発と認め、請求人は療養を継続し、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。

請求人は、再治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求

をしたところ、監督署長は、請求人に残存する神経症状は障害等級第11級に該当するものと認めたが、請求人には同一部位に既に障害等級第12級と認定した障害があり、労災則第14条第5項の規定による加重に該当するとして、障害等級第11級に应ずる額から障害等級第12級に应ずる額を控除して得た額を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、再発治療後請求人に残存する障害が障害等級第11級を超え、既存障害との差額を支給した決定が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、いずれ両肩が上がらなくなると言われており、再発治癒後の請求人に残存する障害の程度は障害等級第9級以上に該当する旨主張している。

(2) 再発治癒後の請求人に残存する障害として検討すべきものは、再発治癒時におけるE医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書及びF医師作成の同年〇月〇日付け意見書に鑑みると、決定書理由に説示するとおり、「両肩関節の機能障害」及び「両肩関節部痛」であると認められるので、検討すると、次のとおりである。

ア 両肩関節の機能障害について

E医師及びF医師共に、上記診断書及び意見書において、請求人の肩はい

ずれも参考可動域の2分の1以下に制限され、両肩関節の機能に著しい障害を残している旨述べている。

両医師による左右の肩関節の可動域の測定結果から、決定書理由に説示するとおり、左右の肩関節とも、肩関節の参考可動域の2分の1以下に制限されていることが認められることから、当審査会としても、請求人の右肩及び左肩関節に残存する障害は、それぞれ第10級の9「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当するものと判断する。

イ 両肩関節部痛について

E医師は、上記診断書において、「両肩痛著明（安静時痛、夜間痛）」と記載しており、F医師は、上記意見書において、主訴・自覚症状として両肩関節部痛（安静時、動作時）を認めるが、骨萎縮、皮膚萎縮は認めずRSDには該当しない旨述べていることから、請求人には両肩に強い疼痛があることは認められるが、「特殊な性状の疼痛」として評価することはできない。そうすると、通常の疼痛の神経症状として評価することになるところ、請求人の両肩関節部の疼痛は、それぞれ障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当するものと認められる。

ウ 再発治癒後の請求人に残存する障害の程度について

請求人には、上記のとおり、両肩関節部に機能障害と神経障害が認められるところ、引用する認定基準によれば、いずれか上位の等級により認定することとされていることから、請求人に残存する障害は、右肩関節と左肩関節それぞれ上位の等級である機能障害の障害等級第10級の9と判断されるものである。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人には系列を異にする障害が2以上あることから、左右の肩関節機能障害の障害等級第10級の9を併合して、請求人に残存する障害は障害等級第9級（併合）となるとの審査官の結論は妥当であると判断する。

- (3) 以上のとおり、請求人の現存障害は障害等級第9級に該当するものであるところ、請求人には当初の治癒後に障害等級第9級に該当する障害が認められる。この点、引用する認定基準に基づく加重の考え方については、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても、請求人の場合、加重には該当せず、また、加重障害に準じる取扱いも適用されないと判断する。

そうすると、監督署長が加重に該当するとして、障害等級第11級の該当する額（223日）から障害等級第12級の該当する額（156日）を差し引いた67日分の障害補償給付を行うとした処分は妥当ではないが、再審査請求は原処分に対する救済手段として認められているものであり、裁決によって請求人に対してされた原処分を不利益に変更することはできないと解されるので、監督署長が請求人に対してした上記処分は取り消す限りではない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分を取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。